

熱料金改定に関する質疑の概要（お客さま説明会・個別相談会等）

令和8年8月12日
東京熱供給株式会社

Q 1 今回、何故、20%の値上げが必要なのでしょう。

A 品川八潮団地地区では熱供給開始から40年超が経過し、設備の老朽化や地域導管からの漏湯の多発による修繕・交換工事の増加に加え、物価高騰などにより熱供給費用が大幅に上昇しており、これらを賄い、熱の安定供給を維持するため、料金改定の認可申請を行うことといたしました。

Q 2 品川八潮団地地区の赤字額・赤字要因は何でしょうか。また、全社の決算状況はどうなっているのでしょうか。

A 品川八潮団地地区では、令和3年度決算より赤字が継続し、令和7年度決算で赤字が約1億円に拡大しました。

要因は、修繕費・設備更新費用の増加や、材料費・委託人件費の高騰などによるものです。また、全社でも令和7年度決算で約5千万円の経常損失を計上することとなりました。

Q 3 品川八潮団地地区では、数年前に値上げを見送ったと記憶していますが、それはどのような理由によるのでしょうか。

A 令和5年4月に、ウクライナ侵攻による燃料費急騰に対応した料金改定を検討しましたが、品川八潮団地地区は清掃工場からの熱供給率が高く（約8割）、燃料費高騰の影響が比較的小さかったこと、その後、エネルギー価格も落ち着いたことなどから、改定を見送ったものです。

しかしながら設備の老朽化による修繕工事の増加、物価高騰などにより、今回料金改定をせざるを得なくなりました。

Q 4 コスト削減などの企業努力を行っているのでしょうか。

A 業務見直しによる人件費抑制、修繕工事費の精査などコスト削減にも継続的に取り組んでいます。

また、今回、値上げだけでなく、原燃料費等のエネルギー価格が下落した場合、その下落分を料金に反映させる原燃料費等調整制度も導入する予定です。詳細は追ってご案内します。

Q 5 補助金の活用やカーボンクレジット売却などの収入確保努力は行っているのでしょうか。

A 当社として既に、可能な補助金等の活用努力は最大限行っています。
また、カーボンクレジットの売却については検討しましたが、収益を得られる状況には至っておりません。

Q 6 未利用エネルギー（環境熱）を活用すれば、環境にやさしいとともに、値上げも不要なのではないでしょうか。

A 品川八潮団地地区では、既に、熱供給に必要なエネルギーの約 8 割を清掃工場の排熱で賄っており、都内の熱供給地区中でも CO2 排出量抑制実績では最上位に位置しています。
その上で、環境負荷の低減に寄与している、排熱利用による熱の安定供給を今後も継続するため、今回、設備の維持管理費を賄うための料金改定を行うものです。

Q 7 供給設備の修繕・更新等に必要な費用は、内部留保で賄えるのではないのでしょうか。

A 熱供給開始当初から頂いた料金は、建設時借入金の利払い、突発的な工事対応、清掃工場の更新工事に伴う排熱停止期間中のガス購入などにその都度充当してまいりました。
また、設備の償却や消耗品の更新など随時発生する費用に対しても、毎年度の収入で、それらの支出を賄ってきました。しかしながら、Q1 で回答したような理由により、もはや企業努力だけでは賄えないことから、やむを得ず料金の値上げをお願いするものです。

Q 8 基本料金が高いと思います。料金体系の見直しなどできないのでしょうか。

A 基本料金は、各住棟の熱負荷に対応した住宅共通の供給設備の維持管理費を賄うための固定費を対象として設定しており、熱の安定供給を維持するため、全てのお客さまから、必要な費用のご負担をお願いしております。

Q 9 基本料金よりも、従量料金を値上げして、節約等が熱料金に反映する仕組みにできないのでしょうか。

A 熱供給設備の維持管理費は固定費として、原則基本料金で賄うものですが、お客さま負担等に配慮し、料金改定に当たっても、一部基本料金相当分を従量料金に振り替えて、基本料金・従量料金ともに 20 % の値上げとさせて頂きました。

なお、今回の料金改定で賄う予定の費用を全て従量料金で徴収するとした場合は、従量料金の改定率が極めて大きくなるため、使用されるお客さまに多大なご負担が生じ、使用量が減り、安定供給のための設備維持管理継続に不可欠な収入確保が不可能になると考えられます。

Q10 エアコンを使用し、暖房を利用していないので、給湯のみのAタイプに料金を変更することはできないのでしょうか。

A 基本料金は、個々の住宅の熱利用形態ではなく、住棟の熱負荷に見合った各住宅共通の供給設備の維持管理費用を賄うものですので、熱利用形態を指定しない住棟にお住いの方の基本料金を、給湯のみ利用住棟の基本料金に変更することはできません。

Q11 住棟単位であれば、給湯のみのAタイプに料金を変更できるのでしょうか。

A 品川八潮団地地区では給湯・暖房が同一の配管であるため、物理的に分離ができず、配管の系統を2回線にするには膨大なコスト・時間を要するため、現実的には難しい状況です。

Q12 暖房放熱器を使用している利用者の割合を把握しているのでしょうか？

A 当社は各住棟まで熱をお送りしており、その先の各住宅内での熱利用の状態を把握できないため、暖房放熱器の利用者割合は把握困難ですが、なお、暖房放熱器は、早く暖まり易いなど、利用されているお客さまの声も頂いております。

Q13 住宅には冷房を供給はしないのでしょうか。

A 冷水を住宅に供給することも技術的には可能ですが、そのための機器の導入や新たな配管の整備などの費用が多大であり、効率上も問題があるため、現実的には難しいと考えられます。

なお、業務施設に対しては、清掃工場からの高温水で当社が冷水を作り直送する方式と、当社からお送りした高温水をお客さまの設備で冷水にして冷房を行っている方式の2つがあります。

Q14 設備の更新計画など、熱供給のインフラを今後、どうしていく予定ですか。

A 設備を毎年度点検して老朽化箇所を確認し、修繕・更新予算を確保して翌年度に修理等を行うようにしています。コスト面も考慮し、現在の導管を順次修理しながら修繕・更新を行ってまいります。

Q15 次回の値上げも決まっているのでしょうか。

A 今回の料金改定で収支を安定させ、安定供給を維持してまいります。

Q16 住宅タイプ別影響額試算の、平均的モデルの熱使用量は、どのように算出しているのでしょうか。

A 従量料金の値上げ後の負担額は、住宅タイプ別に総使用量を総戸数等で割って、1戸の1月当たりの平均使用量を試算しています。

Q17 住宅内の設備や配管は経年劣化で故障が増えていますが、どう対応するのでしょうか？

A 当社は各住棟まで熱をお送りしており、その先の各住棟・住宅内での設備の管理は行っておらず、人員・体制も地区全体の熱供給設備の維持管理等に従事しております。

Q18 熱供給を受けることは強制なのでしょうか。受給を止めることはできないのでしょうか。

A 品川八潮団地地区は、開設当初から、各住棟・住宅も、清掃工場の排熱を活用した熱供給を受ける前提で建設・運用されており、各住宅単位で、熱供給を受けずに給湯・暖房を利用することは想定されておられません。また、当地区では、住宅への入居時に、熱供給契約の必要性をご理解の上、当社とご契約頂く手続きが必須となっていると承知しています。

Q19 値上げの手続きを、強引に進めているのではないのでしょうか。

A 設備の維持管理費を賄い、熱の安定供給の維持に必要な熱料金の改定につき、法令等に基づき経済産業大臣に適切に認可申請を行ってまいります。申請手続の中で、料金が効率的な経営の下における適正な原価に照らして公正妥当なものかなどが審査されます。

Q20 お客さま説明会等の内容を、出席できなかった利用者の方々にも共有してください。また、さらに意見・質問等がある場合の連絡先はどちらでしょうか。

A 説明会などで頂いたご意見・ご質問等は、当社でまとめたものを、当社ホームページに掲載させていただきました。
また、熱料金改定お問い合わせ専用ダイヤル以外に、八潮支社の電話番号についても、ホームページ等でご案内しています。

Q21 電力・ガス取引監視等委員会の委員・選考方法はどうなっていますか。

A 電力・ガス取引監視等委員会のホームページによれば、「電力・ガス取引等監視委員会の委員長及び委員4名は、法律、経済、金融又は工学の専門的な知識と経験を有し、その職務に関し、公正かつ中立な判断をすることができる者のうちから、経済産業大臣により任命されております。」とされています。

- 当社において、お客さま説明会・個別相談会等における主な質疑をまとめ、骨子を記載しております。
- 質疑概要をまとめたものであり、文書回答等としての性格を持つものではありません。
- 記載に当たり、わかりやすい表現等に改めております。
- 内容等は予告なく変更することがあります。
- 本資料は東京熱供給株式会社ホームページ上でご覧になれるほか、弊社八潮支社窓口で紙資料としても配布しておりますので、ご希望の方は窓口でお申し出ください。”

